

### 3. 漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査

#### 3-3 クリーンアップ調査～独自調査～の結果

19

### クリーンアップ調査

独自調査:回収前



20

### クリーンアップ調査

独自調査:回収後



21

### クリーンアップ調査

独自調査:回収前



22

### クリーンアップ調査

独自調査:回収後



23

### クリーンアップ調査

独自調査(海岸全域のクリーンアップ調査)

回収に要した人員及び回収したゴミの量

県名	海岸名	第1回クリーンアップ調査		第2回クリーンアップ調査		使用した重機等		
		回収に要した人員(人日)	回収したゴミの量(t)	回収したゴミの量(t)	回収したゴミの量(t)			
1山形県	酒田市 飛島西海岸	303	5	25	190	35	176	
	酒田市 赤川河口部	299	74	370	126	157	784	バックホウ、不整地
2石川県	羽咋市 羽咋・浅海岸	166	13	67	114	8	39	バックホウ、不整地
	坂井市 東尋常川河口	479	12	58	305	8	41	船舶
3三重県	鳥羽市 海老島	40	1	7	28	2	12	
	伊勢市 稲葉海岸	39	28	142	24	4	20	バックホウ、不整地
5長崎県	対馬市 志多賀海岸	44	35	176	7	1	5	バックホウ、不整地
	上天草市 緑島海岸	193	45	226	155	船中	船中	バックホウ、不整地
6熊本県	宇佐市 富津海岸	301	13	64	330	18	89	バックホウ、不整地
	石埭市 石埭島	121	18	92	180	37	185	
7沖縄県	竹富町 西真島	106	26	130	120	34	171	

※各海岸の調査範囲(海岸延長や海岸の幅)はそれぞれ異なる。  
 ※第1回と第2回クリーンアップ調査で、調査範囲が異なる海岸がある。

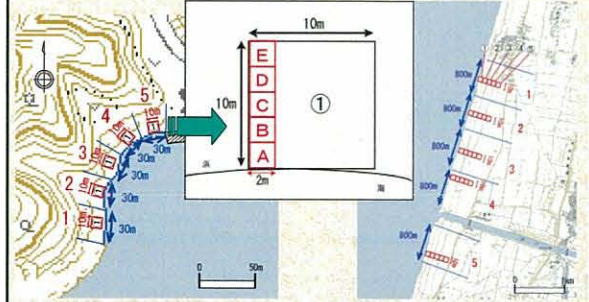
24

### 3. 漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査

#### 3-4 クリーンアップ調査～共通調査～の結果

25

### クリーンアップ調査 共通調査: コドラートの設置方法



長崎県 対馬市 越高海岸

山形県 酒田市 赤川河口部

26

### クリーンアップ調査 共通調査: コドラートの設置



27

### クリーンアップ調査 共通調査: コドラートの設置



28

### クリーンアップ調査 共通調査: 回収状況

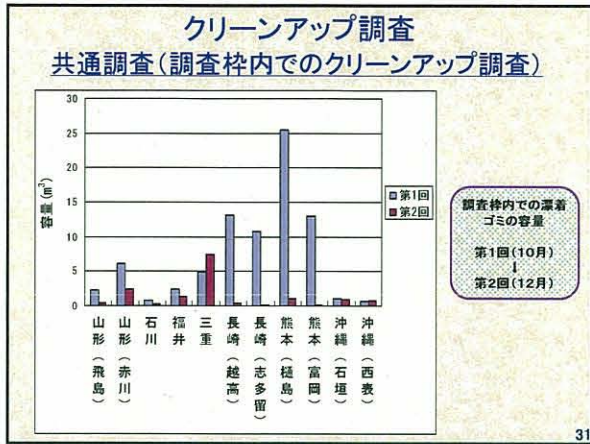


29

### クリーンアップ調査 共通調査: 回収したゴミの分類



30



31

### 3. 漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査

#### 3-5 漂流ボトル放流調査の結果

32



33



34



35

(参考)海洋基本計画について

36

## (参考)海洋基本計画について

現在パブリックコメント中:平成20年2月4日～2月25日

### <海洋基本計画の位置付け>

平成19年4月に成立した「海洋基本法」第16条の規定に基づき、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が海洋に関する基本的な計画を定めるもの。

### <海洋基本計画の骨子>

#### ○総論

#### ○第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

#### ○第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 海洋資源の開発及び利用の推進、2. 海洋環境の保全等、3. 排他的経済水域等の開発等の推進、
4. 海上輸送の確保、5. 海洋の安全の確保、6. 海洋調査の推進、
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等、8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化、
9. 沿岸域の総合的管理、10. 離島の保全等、11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進、
12. 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

#### ○第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

37

## (参考)海洋基本計画について

### 「漂流・漂着ゴミ対策に関する該当部分」

#### 2 海洋環境の保全等

##### (2)環境負荷の低減のための取組

近年、漂流・漂着ゴミが、海岸の利用を損ない、生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶航行の阻害や漁業への被害の原因となるなど深刻な問題となっているため、平成19年3月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」において策定された当面の施策を踏まえ、関係府省の連携の下、各種施策を推進する。具体的には、状況の把握、循環型社会形成推進基本計画に基づく国内の廃棄物の削減、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)を活用した関係国の理解の促進、NGO・民間企業等の参加の下での国際連携の強化、関係国間の政策対話、国民への情報提供及び普及啓発等の国際的な対応も含めた発生源対策を推進する。さらに、関係府省による調査等の成果を踏まえ、地域の実情に応じた漂着ゴミの効率的・効果的な状況把握、回収・処理方法の確立を図る。また、大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に対する支援等、被害が著しい地域での施策を着実に実施する。

38

## (参考)海洋基本計画について

### 「漂流・漂着ゴミ対策に関する該当部分」

#### 9 沿岸域の総合的管理

##### (1)陸域と一体的に行う沿岸域管理

##### エ 漂流・漂着ゴミ対策の推進

陸域で発生するゴミが海域の漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、河川を通じて海域に流入するゴミ等の削減を推進する。このため、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止や河川美化等に関し、関係機関が連携して、国民への実態の周知や意識の向上等の普及啓発、監視、取締り等の取組を強化する。

#### 10 離島の保全等

##### (1)離島の保全・管理

##### ウ 周辺海域等の自然環境の保全

優れた自然の風景地や海中景観、自然海岸等の保全のため、自然公園制度の適切な活用、赤土や栄養塩類等の陸域からの流出の低減、漂流・漂着ゴミの撤去や島外への輸送等の取組を促進するとともに、廃棄物処理施設の整備を推進する。

39